

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

女性の活躍に関する情報の公表について(令和6年度実績)

- (1) 管理職(理事長を除く)に占める女性管理職の割合：51.7% ※令和6年4月1日時点
- (2) 正職員の男女の平均勤続年数の差異：4年8か月 ※令和6年4月1日時点
【男性16年7か月／女性11年11か月】
- (3) 年次有給休暇取得率：67.7%
- (4) 男女の賃金の差異：下表のとおり

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	70.4%
①正職員	78.7%
②有期・非常勤職員 (嘱託員・再雇用職員・非常勤職員)	71.7%

- 対象期間：令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)
- 小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示

①正職員について

- *母数に占める管理職クラスの比率が、女性よりも男性が多いため。
- *一方で、今後は女性の管理職が増える見込みもあり、徐々に差異は埋まっていくと考えられる。

②有期・非常勤職員について

- *母数に占める管理職クラスの比率が、女性よりも男性が多いため。
- *非常勤職員(パート労働者)は、職種・部署によって様々な労働時間のパターンで雇用しているため、フルタイム労働者の所定労働時間をベースに人数(男女)換算が出来ないことから、結果として男女の差異が生じていると考えられる。
- *非常勤職員(パート労働者)は、日給・時給による雇用契約となっており、その単価は資格職種や業務内容により一律に設定されている。なお、勤続年数による単価の変動はなく、男女による差もない。